水位周知河川等の基準水位の見直しについて

水位周知河川等の基本的考え方

~水位周知河川とは~

→河川の規模(流域,河道形態等),人口・資産の集積,水害被害等を考慮

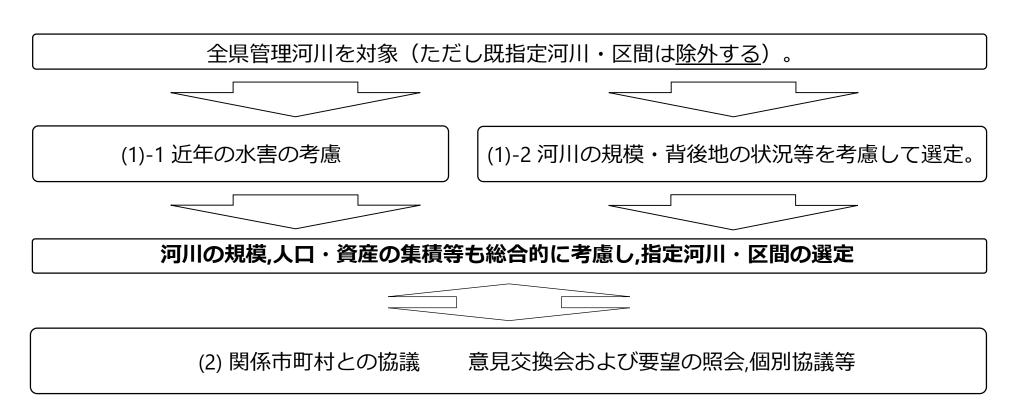
洪水予報河川以外で,洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生じるおそれがあるものとし

て国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川。洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め,当該河川

の水位がこれに達したときは、その旨を県水防計画で定める水防管理者等に通知,一般に周知する。

→情報伝達の時間を確保できる河川

(逐条解説 水防法 < 改訂版 > より)



令和3年度宮城県水防計画書策定時点での県管理河川の位置付け

共水で重大又は相当な損害が まじる恐れのある河川 (予測が技術的に可能な 「流域面積が大きい河川」)	洪水予報河川以外で,洪水で 重大又は相当な損害が生じる 恐れのある河川	洪水,津波,高潮で重大又は相 当な損害が生じる恐れのある	
	(流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川)	洪水,津波,高潮で重大又は相 当な損害が生じる恐れのある 河川・海岸	
印事	知事	知事	
印事と気象庁長官	知事	都道府県の機関	
共水予報 (基準地点の水位など予報)	避難判断水位(特別警戒水 位)の周知	水防を行う必要がある旨	
七北田川(H17.6. 7~) 白石川 (H19.4.13~) 迫川 (H19.4.13~)	斎川,荒川,小田川,坂元川,増田川,広瀬川,旧笊川,七北田川,梅田川,砂押川,高城川,鳴瀬川,多田川,渋井川,吉田川,江合川,三迫川,夏川,二股川,旧迫川,小山田川,瀬峰川,萱刈川,大水門川,西川,二迫川,田尻川,芋埣川,大川,鹿折川,出来川,津谷川,雉子屋川,丸川	左記の合計 (七北田川は重複) 36河川	
如 共() 匕白	事と気象庁長官 水予報 基準地点の水位など予報) 北田川(H17.6. 7~) 石川 (H19.4.13~) 川 (H19.4.13~)	事知事事と気象庁長官知事水予報 基準地点の水位など予報)避難判断水位(特別警戒水位)の周知北田川(H17.6. 7~) 石川 (H19.4.13~)斎川,荒川,小田川,坂元川,増田川,広瀬川,旧笊川,七北田川,梅田川,砂押川,高城川,鳴瀬川,多田川,沙井川,吉田川,江合川,三迫川,夏川,二股川,旧迫川,小山田川,瀬峰川,萱刈川,大水門川,西川,沖山田川,瀬峰川,萱刈川,大水門川,西川,二迫川,田尻川,芋埣川,大	

基準水位の見直し一覧表

<見直しの経緯>

- ○水位上昇量を見直し,実洪水の現象に近い水位設定へ見直したもの(出来川、内川、雉子尾川)
- ○危険箇所を改修したうえで,河川砂防技術基準に基づいた水位設定へ見直したもの(二迫川)

		二迫川	出来川		内川	雉子尾川
観測局		新橋観測所	名鰭観測所	笹館橋観測所	内川観測所	山居観測所
氾濫危険水位	変更後	2.80	4.80	3.00	6.20	3.60
	変更前	2.80	4.70	2.80	5.30	2.80
避難判断水位	変更後	2.20	4.70	2.90	5.70	3.30
	変更前	2.20	4.50	2.60	4.20	2.00
氾濫注意水位	変更後	2.10	2.90	2.50	4.10	1.90
	変更前	1.95	2.90	2.50	4.10	1.90
水防団待機水位	変更後	2.00	1.80	2.30	4.00	1.80
	変更前	1.70	1.80	2.30	4.00	1.80

令和3年度宮城県水防計画書への反映河川

